

議案第15号

沼田市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

沼田市営住宅管理条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年2月25日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市営住宅管理条例の一部を改正する条例

沼田市営住宅管理条例（平成9年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「資格等」を「の資格」に改め、同条第1項中「次の各号に掲げる条件（」の次に「高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（現に同居し、又は同居しようとする者がいない者に限る。第6条第2項において「高齢者等」という。）にあっては第2号から第7号まで、」を加え、同項第1号中「しようとする」の次に「者がいる場合にあっては、同居する者が」を加え、「がある」を「である」に改め、同号ア中「第12条第2項第2号を除き、以下同じ。」を削り、同号イ中「三親等」を「3親等」に、「一親等」を「1親等」に改め、同項第2号イ中「市が」を「市長が」に改め、同項第3号中「もの」を「者」に改め、同項第5号中「条例で定める不正な使用をした」を「第23条から第27条までの規定に違反したことがないこと及び第40条第1項第1号から第5号までに規定する事由により明渡請求を受けた」に改め、同項第6号中「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号」を「沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。

第5条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第2項の市長が認める者」を「前項第7号」に改め、同項を同条第2項とし、同条の次に次の1条を加える。

（単身者の入居できる市営住宅）

第5条の2 現に同居し、又は同居しようとする親族がない者の入居を認める市営住宅は、市長が別に定める。

第6条第1項中「前条第1項第1号」を「第5条第1項第1号」に改め、同条第2項中「前条第1項第2号イ」を「第5条第1項第2号イ」に、「同条第2項に規定する者」を「高齢者等」に改める。

第7条中「前2条」を「第5条及び前条」に、「沼田市営住宅管理条例施行規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第10条第3項中「定めるところにより」を「定めるところにより」に改める。

第12条第2項第2号中「三親等」を「3親等」に、「一親等」を「1親等」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。